

著作物等のアーカイブ化 の促進について

平成27年2月26日(木)
文化庁長官官房著作権課

目次

I. 文化審議会著作権分科会

法制・基本問題小委員会における検討経過

II. 法制・基本問題小委員会において示された 主な論点

1. 著作物等の保存に関する著作権法上の論点
2. 著作物等の活用に関する著作権法上の論点
 - (1) アーカイブのために保存した著作物等の活用について
 - (2) 権利者不明著作物等の活用について
 - (3) 著作物等の流通推進のための権利処理の円滑化について

I. 文化審議会著作権分科会

法制・基本問題小委員会における検討経過

知的財産推進計画2014における記述

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

2. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

(アーカイブの利活用促進のための著作権制度の見直し)

- 孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化等によりアーカイブの利活用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定の手續の簡素化や、裁定を受けた著作物の再利用手續の簡素化等裁定制度の在り方について早急に検討を進めるとともに、諸外国の取組・動向等も参考としつつ、アーカイブ化の促進に向けて新たな制度の導入を含め検討を行い、必要な措置を講じる。(短期・中期)(文部科学省)

第1回(平成26年9月8日)

- ー我が国におけるアーカイブ化に関する取組状況
- ーアーカイブ活動を行っている施設からのヒアリング

(国立国会図書館、東京国立近代美術館フィルムセンター、国立美術館)

第2回(平成26年10月20日)

- ー著作物等のアーカイブ化を促進する諸外国の制度
- (EU孤児著作物指令、イギリス、フランス、ドイツ、北欧諸国)

第3回(平成26年12月11日)

- ー著作物のアーカイブ化に関する主な論点の整理

第4回(平成27年2月4日)

- ー全国美術館会議からの要望
- ー著作物等のアーカイブ化に関する主な論点について議論

第5回(予定)

- ーこれまでの議論を整理したまとめの提示

Ⅱ. 法制・基本問題小委員会において示された 主な課題

法制・基本問題小委員会において、アーカイブ機関から示された要望や諸外国における取組を踏まえつつ、著作物等の保存と活用に係る以下の課題について検討中。

1. 著作物等の保存に関する主な課題

アーカイブ機関が著作権者の許諾を得ずとも、資料の保存のため必要がある場合に複製を行えるよう、必要な措置を講じることについて。

※国立国会図書館では、資料の納本後、直ちに当該資料を保存するために複製することが認められている。

地方公共図書館等



地方公共図書館で所蔵されている郷土資料等、絶版等の理由により入手困難のもので貴重な資料を保存のために複製する。

美術館・博物館等

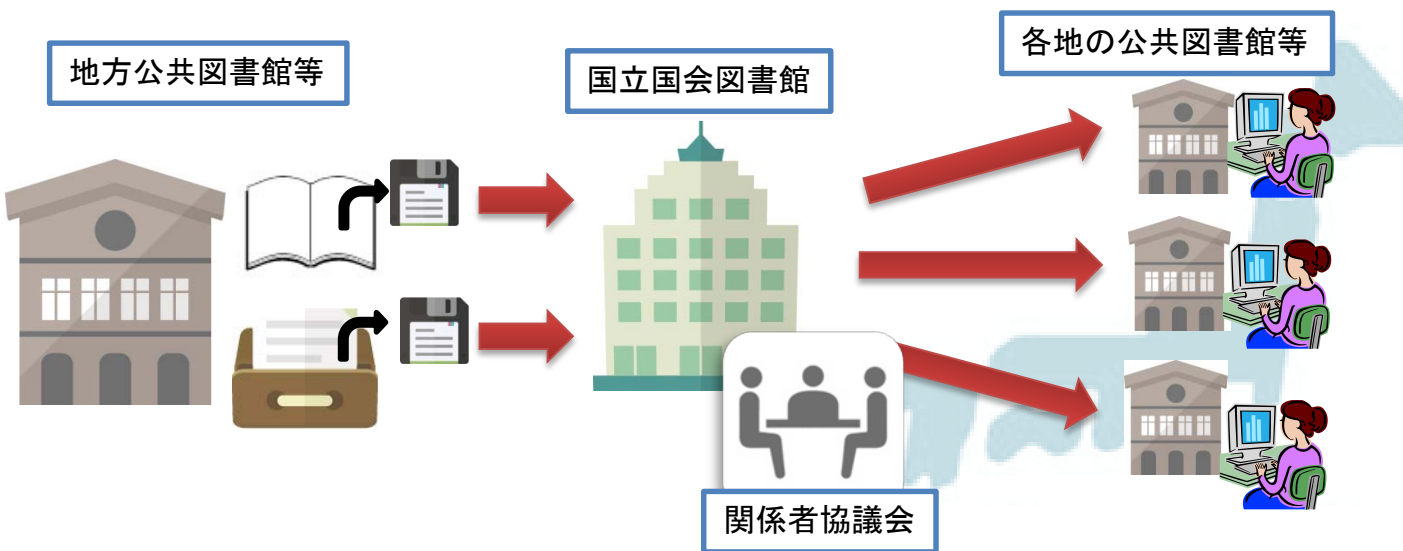


美術館・博物館等の所蔵する美術作品や映画フィルム等について、保存のための複製や、機器・媒体の旧式化に伴う新しい媒体への複製を行う。

2. 著作物等の活用に関する主な課題

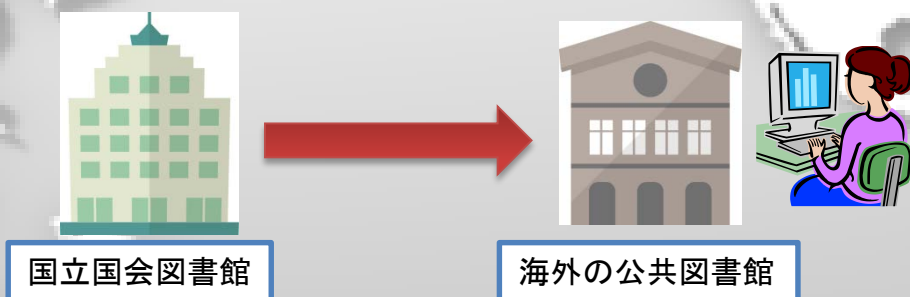
(1) アーカイブのために保存した著作物等の活用について

絶版等入手困難な公共図書館等の所蔵資料で国会図書館が所蔵していないものについて、国会図書館が公共図書館等から複製物の提供を受け、国会図書館の図書館送信サービスを通じて日本各地の公共図書館等に当該資料を発信できるよう、必要な措置を講じる。



※国立国会図書館では、民間ビジネスや著作権者に与える影響等に配慮し、関係者協議会において図書館送信サービスの運用を進めている。

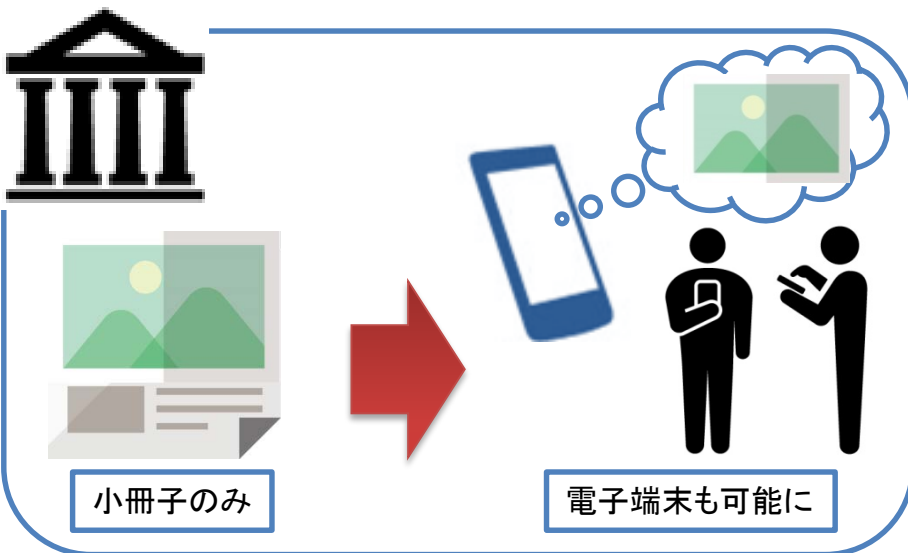
上記の図書館送信サービスの送信先を、外国の国立図書館や大学図書館等に拡大する。



2. 著作物等の活用に関する主な論点

(1) アーカイブのために保存した著作物等の活用について

美術の著作物や写真の著作物を所蔵する施設が、電子端末等で観覧者に作品の解説等を提供するために、これらの著作物を複製することができるよう、必要な措置を講じる。



従来も著作権法第47条により、作品の紹介等のために著作物を複製することは認められていたが、「小冊子」への掲載のみに限定されている。これを電子端末等を広げることで、美術館・博物館等のデジタル化に対応。

アーカイブ機関において、美術の著作物等の紹介等のため当該著作物のサムネイル画像をインターネット送信できるよう、必要な措置を講じる。



アーカイブされた著作物等の発信を行うにあたっては、当該作品がどのようなものであるかを画像付きで紹介することがより効果的。



2. 著作物等の活用に関する主な課題

(2) 権利者不明著作物等の活用について(次頁参照)

EUにおいて導入されている孤児著作物指令を参考として、権利者不明等の場合の裁定制度(※)について、次の措置を講じる。

- ① 公的機関が権利者不明著作物を利用する際の権利者への補償は、権利者が現れたときに支払えば良いこととする。
- ② 一度裁定を受けた著作物等の権利者不明状態が継続しているものについては、権利者搜索の要件を緩和する。

※平成26年8月1日付けで、権利者搜索の要件を緩和する告示改正及び運用の見直しを実施し、手続を簡素化

(3) 著作物等の流通推進のための権利処理の円滑化について

アーカイブを含め、著作物等の流通を推進するための権利処理円滑化方策について検討する。

【例】

➤ 著作物等の権利情報の集約化

著作物の権利情報を集約したデータベースや権利処理のプラットフォームの構築

今後の予定

本年度内に、アーカイブ化の促進に係る著作権法上の課題について小委員会として整理。その上で、関係者の意見を踏まえつつ、法的措置も含めて必要な措置を随時講じていきたい。

権利者不明著作物等に係る我が国の裁定制度と EU孤児著作物指令との比較

	日本	EU孤児著作物指令
制度の概要	権利者の不明その他の理由により権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、著作物等の通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法にその著作物等を利用することができる制度。	公共図書館等が、その所蔵品に含まれる著作物等のうち、入念な調査を経ても権利者が不明であるものを、デジタル化等のために複製する行為及び公衆に対して利用可能とする行為を認める制度。(孤児著作物の欧州共同体商標意匠庁(OHIM)への登録が必要。)
利用主体	限定なし	公共のアクセスが可能な図書館、教育機関、博物館、文書館、フィルム又は音声遺産の保存機関、公共放送機関
目的	限定なし(商業利用可能)	公益的な任務に関する目的を達成する為
対象著作物	公表等された著作物、実演、レコード、放送、有線放送	①図書館等の収蔵品に含まれる文書形式で発行された著作物 ②図書館等の収蔵品に含まれる映画、視聴覚著作物、レコード ③公共放送機関が2002年までに自ら制作した映画著作物、視聴覚著作物、レコードであり自己のアーカイブに含まれているもの
利用方法	制限なし	①公衆に対して利用可能とする行為 ②デジタル化、利用可能化、索引作業、目録作成、保存又は修復を目的として行われる複製行為
権利者搜索の内容	「相当な努力」	「入念な調査」
権利者への補償	通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官の定める額の補償金	公正な補償金
補償の支払方法	利用前に供託	支払方法(時期を含む)の詳細は加盟国の裁量(利用者の事前支払は義務付けられていない)
第三者による権利者不明著作物等の利用	一度裁定を受けた著作物について第三者が利用する際には、改めて同様のプロセスを経て当該第三者の利用について裁定を受けることが必要。一方、第三者に利用させるために受ける裁定の申請は可能。	英・独・仏では、OHIMのデータベースに登録された孤児著作物を第三者が利用する際には、改めて入念な調査をする必要はないが、利用方法や連絡先については登録が必要